

丸紅欧州会社
国際調査チーム 松原 弘行

新欧州委員会の施政方針と

EU を取り巻く諸課題¹

2019 年 5 月の欧州議会選挙の結果、ドイツ前国防相の [フォンデアライエン氏が委員長に選ばれた](#)²。同委員長の
下で新たな欧州委員会（EU の内閣に相当）が 12 月に発
足し、そのメンバー（コミッショナー。各国が 1 名派
遣）は次のとおり（女性比率の高いことが特徴）。



氏名	性別	出身国	氏名	性別	出身国
Ursula Von der Leyen	女	ドイツ	Josep BORRELL FONTELLES	男	スペイン
Helena DALLI	女	マルタ	Thierry BRETON	男	フランス
Elisa FERREIRA	女	ポルトガル	Valdis DOMBROVSKIS	男	ラトビア
Mariya GABRIEL	女	ブルガリア	Paolo GENTILONI	男	イタリア
Ylva JOHANSSON	女	スウェーデン	Johannes HAHN	男	オーストリア
Věra JOUROVÁ	女	チェコ	Phil HOGAN	男	アイルランド
KYRIAKIDES	女	キプロス	Janez LENARČIČ	男	スロベニア
Kadri SIMSON	女	エストニア	Didier REYNERS	男	ベルギー
Dubravka ŠUICA	女	クロアチア	Margaritis SCHINAS	男	ギリシャ
Jutta URPIILAINEN	女	フィンランド	Nicolas SCHMIT	男	ルクセンブルグ
Adina VĂLEAN	女	ルーマニア	Maroš ŠEFČOVIČ	男	スロバキア
Margrethe VESTAGER	女	デンマーク	Virginijus SINKEVIČIUS	男	リトアニア
			Frans TIMMERMANS	男	オランダ
			Olivér VÁRHELYI	男	ハンガリー
			Janusz WOJCIECHOWSKI	男	ポーランド

（EU 発表資料を基に、丸紅欧州会社作成）

本レポートでは、これまでに表明されている新欧州委員会の施政方針を整理して報告する。また、ブリュッセルの有力シンクタンクが新委員会発足に合わせ、EU を取り巻く諸課題を抽出し、それを踏まえて新欧州委員会に対する政策提言を行っている³ので、その内容の抜粋を併せて報告する。

¹ 今回のレポートはロンドン在住の加藤昂紀氏にお願いして、筆者の指定した資料に関し抄訳を準備いただいたものに、筆者が若干の加筆・修正を行ったものである。

² 丸紅欧州会社調査時報 214 号（2019 年 7 月 12 日）「欧州政治～議会選挙結果、新執行部、各国内政・Brexit」
https://www.marubeni.com/jp/research/report/data/MarubeniOushuuGaishajihoo214_12JULY2019_Rev2.pdf

³ 2019 年 9 月「BRAVER, GREENER, FAIRER - Memos to the EU leadership 2019-2024」
<https://bruegel.org/2019/09/memos-2019/>

1. フォンデアライエン氏の施政方針における 6 本柱とその具体的内容

フォンデアライエン新委員長は、2019 年 7 月に新欧州委員会の今後 5 年間の施政方針として（Political Guidelines For The Next European Commission 2019-2024）を発表している。この中で、EU の最重要課題である温暖化対策を含む 6 つのテーマを掲げており、その主な内容は以下のとおりである。

① 欧州グリーンディール（European Green Deal）

施策のトップとして、就任 100 日以内に 2050 年の気候中立性（Climate-neutral）目標を明記した「欧州気候法（European Climate Law）」を含む「欧州グリーンディール」を提案することを約束、サステナブル・ファイナンスに意欲を示す欧州中央銀行（ECB）のラガルド新総裁の方針とも歩調を合わせた形。

分野	内容
カーボン・プライジング	<ul style="list-style-type: none"> ・排出権取引制度の海運、交通、建設部門への拡大、航空部門の無料排出枠の縮小 ・「炭素国境税（Carbon Border Tax）」の導入による炭素リーケージ防止と公平な競争環境の実現
循環型社会への公正な移行	<ul style="list-style-type: none"> ・未来型経済の計画となる新たな産業戦略の提案 ・循環型経済と環境対応型技術の促進、エネルギー集約型産業の脱炭素化 ・「公正な移行基金（Just Transition Fund）」創設による市民・地域の支援 ・「欧州気候協定（European Climate Pact）」による個人から大企業までの自主的取組の設定・実施
持続可能な欧州投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい資金調達戦略（Strategy for Green Financing）」と「持続可能な欧州投資計画（Sustainable Europe Investment Plan）」（10 年間で 1 兆ユーロの投資支援）により、研究・イノベーション投資と環境に優しい持続可能な資金調達を促進 ・欧州投資銀行（EIB）の一部を気候銀行（Climate Bank）に改組
より野心的な 2030 年目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年の CO2 排出削減目標の 50% 以上への引上げ ・2030 年目標を 2021 年までに 55% まで引上げる包括的計画を作成 ・野心レベルの引上げに向けた他の主要排出国との国際交渉
欧州の自然環境保護	<ul style="list-style-type: none"> ・「2030 年生物多様性戦略（Biodiversity Strategy for 2030）」の提案 ・バリューチェーン全体での持続可能な食品に関する「農場から食卓までの戦略（Farm to Fork Strategy）」による農家の支援 ・大気質や水質、有害化学物質、産業廃棄物、殺虫剤、内分泌攪乱物質に対処する横断的戦略の提案 ・繊維、建設産業等資源集約型で影響の大きいセクターを中心に、持続可能な資源利用にフォーカスした「新循環型経済行動計画」の提案 ・現行のプラスチック 10 品目に加え、マイクロプラスチック対策にも取組

昨年 12 月 13 日の欧州理事会（首脳会議）ではさっそく「2050 年までに欧州を世界初のカーボンニュートラル大陸にする」との期限目標も提示し、環境と調和した経済発展への強い決意を示した（ただし、ポーランドは反対した）。

② 人々のための経済（Economy That Works For People）

経済の中核を成し、ビジネスや新規雇用の大部分を占める中小企業の強化をはじめ、EU の結束・繁栄・保護を目的とした経済通貨同盟の深化等を推進。

分野	内容
中小企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベティブな企業の成長支援のための成長資金市場の構築の継続 ・諸手続の簡素化と市場アクセス改善のための中小企業戦略の提案 ・成長・イノベーション等のための資金アクセス改善に向けた資本市場同盟の完成 ・EU 資金を呼び水とした中小企業の新規株式公開を支援する官民ファンドの創設
経済通貨同盟の深化	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーロ圏予算（収斂と競争力のための手段）の実現支援、ユーロ導入準備国への支援強化 ・安定成長協定において可能な柔軟性を最大限活用 ・次なる金融危機への備え（単一破綻処理基金の共通バックストップ、欧州預金保険制度に関する迅速な合意形成、金融機関の破綻処理・債務超過の枠組に関する措置の提案による銀行同盟の完成） ・ユーロ通貨の国際的な役割の強化 ・ヨーロッパ Semester（加盟国の経済・財政政策協調枠組）への国連の持続可能な開発目標の統合
欧州社会権の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・「欧州社会権の柱」の完全実施に向けた行動計画、最低賃金に関する法的措置（就任 100 日以内）、プラットフォーム労働者の労働条件改善策、「欧州失業給付再保険」、「欧州子供保証」（医療・教育・アクセスの保証）、ワークライフバランス指令の全面施行、「若者保証」（教育・研修・就業支援）の恒久化の提案、等
平等な EU	<ul style="list-style-type: none"> ・反差別立法、「欧州ジェンダー戦略（European Gender Strategy）」、男女の賃金格差に対する賃金の透明性に関する拘束力をもつ措置（就任 100 日以内）、企業取締役会における性別人数割当制導入の提案
公平な課税	<ul style="list-style-type: none"> ・実体的拠点のない企業に対する公正な課税を支持、巨大テック企業への課税に関する指令案成立を優先事項に ・単一市場における課税に関する共通連結法人税課税標準（CCCTB）指令案の実現を目指す ・租税分野における特定多数決の導入、第三国の有害な税制への対策強化

③ デジタル時代にふさわしい欧州（Europe Fit For The Digital Age）

人々の生活や経済を急速に変革する AI の開発や、デジタル単一市場の完成によるデジタル変革等を促進。

分野	内容
AI、IoT、5G の促進と標準・規制枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 世代移動体通信の共通規格の策定をリードすべき ・特定の最重要分野における技術的主権は達成し得る ・ブロックチェーン技術やハイ・パフォーマンス・コンピューティング、量子コンピュー

	<ul style="list-style-type: none"> ーティング、アルゴリズム、データ共有とデータ利用を可能とするツールに投資し、グローバルな規範（norm）となるこれら新世代の技術の規格を共同決定 ・ AI の人間・倫理への関わりに関する欧州の統一的なアプローチのための法案の提案（就任 100 日以内） ・ イノベーションにおいてビッグ・データをいかに利用するかを検討 ・ 中期予算枠組（MMF）及び官民連携（PPP）を通じた AI への優先的な投資
デジタル変革とサイバーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル単一市場を完成する新たな「デジタル・サービス法（Digital Service Act）」の提案 ・ 共同サイバーユニット（Joint Cyber Unit）を通じて、情報共有を加速し、自衛を強化（サイバーセキュリティ） ・ 新たなデジタル手法とデジタル外交ツールを導入し、欧州委員会の完全なデジタル化を促進
教育とスキルを通じた市民のエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年までに「欧州教育領域（European Education Area）」を実現 ・ 「デジタル教育行動計画（Digital Education Action Plan）」の更新 ・ 次期中期予算枠組（MMF）において Erasmus+（域内の留学・国外研修プログラム）の予算を 3 倍にする案を支持

④ 欧州流の生き方を守る（Protecting Our European Way Of Life）

次期中期予算枠組（Multiannual Financial Framework。2021 年から始まる 7 年間の予算）における法の支配と予算執行を関連付ける案の支持の他、移民や難民庇護に関する新たな協定による強力な国境構築等を推進。

分野	内容
法の支配の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の支配への脅威は、EU の法的・政治的・経済的基盤への挑戦であり、正義と価値観、法の共同体である EU の中核をなす価値観の保護について妥協はありえない ・ 次期中期予算枠組（MMF）において法の支配と予算執行を関連付ける案を支持
強力な国境と移民問題の仕切り直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新移民・庇護協定（New Pact on Migration and Asylum）を提案 ・ 将来のシェンゲン圏⁴（パスポートなしで往来可能な領域）拡大に向けた準備 ・ 欧州国境沿岸警備機関を強化
域内の安全保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国境を越えたテロの調査と告訴をできるよう、欧州検察局を強化 ・ 資金洗浄とテロ資金源ともなる金融システムの抜け穴防止のための監督改善と包括的政策 ・ 関税リスク管理の強化と加盟国による管理の実効性のある支援に関する欧州の統合的なアプローチに向けた、大胆な法案パッケージの提案

⁴ 英国、アイルランド、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、キプロスを除く EU の 22 カ国に、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインを加えた欧州 26 カ国が加盟中。クロアチアの加盟に関して 2019 年秋から審議が開始されたところ。

⑤ 世界におけるより強い欧州（Stronger Europe In The World）

Brexit 後の国民の権利や経済の不確実性等に対処するため、英国とのパートナーシップに向けた道を開く他、米国との貿易に関するパートナーシップの強化等を推進。

分野	内容
Brexit	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離脱後の英国との野心的かつ戦略的なパートナーシップに向けた道を開く ・ 正当な理由があれば EU 条約 50 条が定める期間のさらなる延長を支持
自由かつ公平な貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪や NZ との通商交渉の迅速な妥結、米国との互恵的な貿易パートナーシップの強化 ・ 新たな通商協定に、持続可能な発展及び気候・環境・児童労働対策等の労働者保護に関する条項を導入 ・ 通商協定の順守と執行を改善し、欧州議会に定期的に報告する「最高貿易執行責任者（Chief Trade Enforcement Officer）」の任命 ・ ダumpingや規制解除、補助金による不公平な競争に対する断固とした措置 ・ WTO の近代化と改革に向けた取組
より積極的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカに関する包括的戦略を要望 ・ 北マケドニア及びアルバニアとの加盟交渉開始の提案を全面的に支持 ・ EU の対外行動分野においても特定多数決による採択を推奨
欧州を防衛	<ul style="list-style-type: none"> ・ NATO が引き続き欧州の集団安全保障の要となり、対米関係も重視するが、欧州としても行動 ・ 真の「欧州防衛同盟（European Defense Union）」実現に向け、5 年間で大胆に行動 ・ 次期 MMF（中期予算枠組）において、欧州防衛基金（European Defense Fund）を強化、研究と開発を支援



ブリュッセルの EU 建物群の中にある「一歩前へ」のモニュメント。右足が前に出て、宙に浮いているのが特徴。常に少しずつ進歩しようという EU 精神の現れだという。
（筆者撮影。冒頭の委員会ビルの写真も）

⑥ 欧州民主主義の新たな推進（New Push For European Democracy）

「欧州の未来会合（Conference on The Future of Europe）」において市民に発言の機会を与える他、欧州議会による立法を開始する権利を支持する等、欧州の民主主義を推進。

分野	内容
欧州人のより大きな発言力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年から 2 年にわたり「欧州の未来会合（Conference on The Future of Europe）」を開催し、市民の意見を募集
欧州議会との特別な関係（議会の権限強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州議会が立法を開始する権利を支持 ・ 欧州委員が国際交渉の各段階において欧州議会に説明 ・ 気候とエネルギー、社会、課税政策において（理事会の）全会一致から、欧州議会との共同決定へと移行する必要を認識
筆頭候補者制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆頭候補者制度（Lead Candidate/Spitzenkandidaten⁵）の改善 ・ 2020 年夏までに欧州の未来会合で筆頭候補者制度の代替案を提案、2024 年の欧州議会選挙までに新ルールを施行
透明性と精査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全 EU 機関に共通の独立した倫理機構の創設を支持 ・ 立法プロセスにおける一層の透明性の確保
民主主義の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル・プラットフォームが民主主義の不安定化に利用されないようにし、偽情報やオンラインのヘイト・メッセージ等への共同アプローチと共通基準を構築すべき ・ 欧州選挙への域外勢力からの干渉への対策として「欧州民主主義行動計画（European Democracy Action Plan）」の提案

⁵ 欧州委員会委員長は欧州議会の第 1 党から指名するとする「Spitzenkandidat」（ドイツ語で「とがり出た候補者」）と呼ばれる原則

2. EU を取り巻く重大な環境

EU を取り巻く環境は最近混迷を一層深めている。このシンクタンクが特に指摘する米中間の対立、温暖化問題、Brexit 等の現在の EU 内外に存在する重大な環境、及び、それによりもたらされる諸課題について、主要な内容を抜粋し、以下のとおり整理する。

(1) 地政学

ここ数年で世界情勢は劇的に変化し、米中間の対立により世界が二極化している。米中貿易戦争が EU 経済に重大な悪影響を与えることは確実である。また両国は EU 及びその加盟国との間柄について、取り決めに従わないケースが増えてきている。EU の従来の規則や運営組織は、地政学的な影響を受けないという前提で構築されたものであり、現代においては経済的主権の観念や対策の再構築が求められる。

EU の弱みの一つは、鍵となる技術（安全保障に不可欠なデジタルハードウェア及びソフトウェアシステム等）における強さに欠けることである。世界的に重要なネットワーク（財政やデータネットワーク等）の中心となっているのは米国や中国であり、EU はこのようなネットワークにおいて影響力を発揮するには力不足な状態である。

中国は重要な市場かつ経済的パートナーである一方で、その経済・政治モデルは欧州に課題をもたらして欧州の利益と衝突する可能性のある国だが、EU はまだ対応を決めかねている。中国による欧州企業の買収は、個別企業の利益のためというよりも長期的な国家あるいは共産党の方針である可能性もある。中国に関する主要な懸念点としては、①EU 加盟各国への過度の影響力、②経済的関心とセキュリティ・軍事的目標の不透明さ、③多国間規範からの乖離、が挙げられる。これに対し EU は、外交政策、技術及び投資政策、第三国市場及び多国間機関における対中戦略を策定する必要がある。

他方、米国はパートナーとしての信頼性が低下している。しかし、ドル通貨とデジタル界における中心的役割により、米国は自国の安全保障のために国際システムを利用し続けるだろう。

EU は引き続き各国と開かれた関係性を持ち続けることを望んでおり、米国で議論されているように中国を切り離すようなこと（デカップリング）は望むところではない。これは、EU の繁栄はグローバルな経済交流に依存していること、中国は EU の重要な貿易相手であること、また米国と異なり EU は中国と対立しているわけではないことに依る。したがって、EU にとっては両国と強い関わり合いを持ち続けながらも自らの経済的主権を保つことが課題となる。

(2) 環境

パリ協定は政治的には広く受け入れられているが、EU は十分な温室効果ガス排出削減ができていない。課題は、既得権益を退け、変革による社会・経済上の副次的影響を抑えることである。

EU の総最終エネルギー消費量に占める再エネの割合は、2007 年の 10.6%から 2017 年には 17.5%に増加し、2017 年の再エネによる発電は、EU の総電力消費量の 30%以上を占めている。このような発展は補助金と技術開発の成果であるが、補助金は 2016 年以降減少しているにも拘わらず、コスト低下により再エネの割合は増加し続けている。必要な技術のほとんどは、現在低コストで利用可能である。

しかし特に暖房分野では、エネルギー効率の改善が電力・燃料のグリーン化に不可欠である。また、1990 年から 2016 年にかけて、輸送セクターの排出量が 18%増加している。道路輸送は輸送全体の排出量の 70%以上を占めるため、特に焦点を当てる必要がある。

加盟国に石炭からの迅速な撤退を促し、同時にこれにより最も影響を受ける地域の労働力に別

のスキルを与え、使われなくなった用地を別の用途に利用し、地元経済の代替収入源を見つける等のセーフティネットを提供することが課題である。

(3) 経済

インフレが徐々に上昇するにつれデフレの懸念は後退しているが、コアインフレ率は過去 4～5 年間約 1%で停滞しており（インフレ率はエネルギー価格によっても変動する）、インフレ予測は下降傾向となっている。

マクロレベルの経済の浮き沈みだけでなく、ユーロ圏の債務危機にも直面する可能性がある。有利な金利動向と財政健全化の努力等により EU の財政目標の達成に向け進展があったが、近年、イタリア、フランス等において債務比率が増加しており、イタリアは過剰財政赤字手続き（Excessive Deficit Procedure）に直面する可能性がある。

ユーロはすでにグローバル通貨となったが、世界が多通貨システムへ変化するにつれ、国際的な役割がより強く求められている。ユーロが真の国際通貨になるためには、この役割をサポートする EU のイニシアチブが必要である。

(4) 投資

総投資（特に民間投資）は欧州全体で着実に強化されてきたが、投資レベルはこれまでの傾向に基づく予想を下回っている。また、資本支出は債務危機前のレベルに戻っているが、特にユーロ圏南部（イタリア、スペイン等）で非常に低い。EU が生産性を高め、持続可能な経済を発展させるためには、投資レベルを大幅に引き上げる可能性がある。

Brexit により、EU27 カ国は英国の秀でた金融センターから分離されることになる。金融の専門知識と資本の宝庫へのアクセスが断たれ、今後勃興する大陸側の金融センターもそれを代替するのに必要な規模と革新性に欠けるだろう。ユーロ資本市場の資金調達には各国内に偏っている。中小企業にとって最も関連性の高いプライベートエクイティファンドは、依然として自国内からの資金調達に大きく依存している。資本市場の細分化は、機関投資家の育成が不十分な国では特に制約となり、中央及び南東ヨーロッパの主要な懸念となっている。

ファンディングビジネスの中で、近年の大企業による上場廃止により、上場株式発行による純資金は減少している。企業の規模を拡大し世間に認められる企業に成長するという重要な役割を果たすスタートアップファイナンスとベンチャーキャピタルは、ユーロ圏でとりわけ発展が遅れている。流動性の高い汎ヨーロッパのベンチャーキャピタル市場はまだ存在していない。

(5) 貿易

EU の重要課題の 1 つは米国と工業製品の自由貿易協定を結ぶことだが、合意の兆しはない。トランプ大統領就任後、大西洋横断貿易投資パートナーシップ（TTIP）に関する米国との交渉は凍結された⁶。米国側は EU が農産物を除外して議論していること、EU 側は米国が課した EU から輸入する鉄鋼及びアルミニウム製品に対する追加関税を維持しようとしていることに、それぞれ不満を持っている。

⁶ The TTIP negotiations were launched in 2013 and ended without conclusion at the end of 2016. A Council decision of 15 April 2019 states that the negotiating directives for the TTIP are obsolete and no longer relevant. （出所：EU サイト）

Brexit 後、英国は EU の主要な貿易相手国の 1 つになるため、両者間の貿易協定の交渉は重要課題である。（このシンクタンクの執筆時点では）EU は英国と関税同盟協定に署名する意思があり、それによって少なくとも物品については英国も EU の共通対外貿易政策を採用することになる。しかし、対外貿易政策は（英国と十分な事前協議をせずに）EU 主導で決定されることになるため、英国側の不満が高じる可能性が高いとされている⁷。

EU-インドの貿易協定に関する協議は、両者の目的の相違により 2013 年に事実上停止された。EU-ベトナム自由貿易協定は 2019 年 6 月 30 日に署名済で批准を待っている（このシンクタンクの執筆時点）。EU-中国投資協定はほとんど進展していない。

(6) 市場と産業

特に中国と米国からの巨大なデジタル技術企業出現（Amazon、Qualcomm、Google、Huawei、Alibaba 等）による世界の発展から欧州企業は取り残されていると同時に、企業間で大きな生産性の開きが生じた。一部の優良企業は、技術革新を先駆していると同時に生産性も大幅に向上している。デジタル技術（特にデジタルサービス）が発達若しくは積極的に採用されているセクターに見られるこうした優良企業は、典型的には大企業で、創造性に富み、またデジタル技術の採用率が高い。しかし、こうした一部の企業が市場を支配し「勝者がすべてを勝ち取る」状態になっている一方で、機動性の低い中小企業は生産性向上が進まず、ついて行くのに苦労している。

EU レベルで産業政策を統一的に構築する際の課題は、例えばドイツ、フランス、イタリアが独自に展開している「Industry 4.0」のような国家／地域単位の産業政策イニシアチブが統一感なく急増していることである。イニシアチブの重複を避ける効率化に加え、新技術の開発に必要な通信等に関する共通基準を開発することが重要になる。

⁷ 英ジョンソン首相は関税同盟型の通商関係を強く否定しており、10 月に EU27 カ国側と合意した離脱協定案でも自由貿易協定（FTA）型の関係が謳われている。

フォンデアライエン委員長は、自身のかつての留学先でもある London School of Economics で 1 月 8 日に講演し、「関税なし、輸入割当枠なし、ダンピングなし」を原則に、古くからの友人である英国と自由貿易協定の交渉を進めると強調すると共に、包括的な協定の仔細まですぐに合意するのは現実的には不可能なことから「優先順位をつけて（分野等を絞って）交渉する」と明言していた。

3. シンクタンクの推薦する重点方針とその理由

このシンクタンクは自身が抽出した EU を取り巻く重大な環境及び EU が抱える諸課題を踏まえ、それらを解決するために必要な分野ごとの具体的政策を新欧州委員会に対して推薦している。以下はその主要な内容を抜粋し、整理したものである。

a. 環境

全セクターで温室効果ガスの排出に料金を課し、排出量取引制度に現在未参加のセクターも税金等の形で取り込む他、炭素価格の引き上げや、より長期的な価格シグナルを提供する必要がある。また、パリ協定を遵守するために必要な国内措置を講じていない国に対して、国境炭素調整税を導入すべきかどうか、及びその導入方法を検討する必要がある。

炭素価格と炭素税の引き上げは、技術開発促進のための政策的サポートとともになされることが重要である。主要産業は手頃な価格のエネルギーに依存しているため、変革にはクリーンエネルギーのコストを下げる必要がある。

気候変動において EU がグローバルなリーダーシップを発揮する唯一の方法は EU 生きがいに対しても行動をすることであり、海外の低炭素資産に投資する 100 億ユーロの基金を構築する必要がある。

b. 経済

（予算総額の制約のある中では）一般的な農業政策の予算を大幅に削減し、イノベーション、宇宙事業、インフラ、移民政策、国境保護のような優先事項に投資することを目指すべきである。農業予算に関しては、食糧生産の持続可能性、生物多様性の保全、農家収益の最大化に焦点を絞るべきである。

経常収支の黒字に反映されているように過剰な状態にあるユーロ圏の貯蓄を、いかにして、カーボンニュートラルな経済、鉄道・道路、研究開発、デジタルインフラといった投資に導くか議論する必要がある。

経済的主権に関しては次の 4 つを目標とすべきである。①欧州の研究・科学・技術・イノベーションの基盤の強化、②国家の安全保障上重要な資産の外国の干渉からの保護、③国内及び国際競争の場の強化、④財政及び経済の自治の強化。

ユーロの国際的役割の向上には次の条件が重要となる。①統合された資本市場及び銀行市場、②ユーロ圏の安全資産の創出、③欧州中央銀行がパートナーの中央銀行にまでスワップラインを拡張できること。

これらに加えて、知的財産、投資、補助金に関する共通かつ効果的なルールの構築を目指すべきである。

c. 投資

投資を後押しする最も強力な政策は公共投資である。戦略的投資を促進したい場合（特にイノベーションを促進し、エネルギー転換を加速したい場合）、加盟国における公共投資を奨励しなければならない。

また、EU 外部からの投資をスクリーニングする EU の共通アプローチを構築するとともに、そのような投資が許可されない場合に、加盟国に代替手段を提供するための専用の投資基金等の手段を開発する必要がある。

現在 EU では、いくつかの小規模な金融センターが EU 全体を操作しようとしており、各国の監視が行き届いていない。平等な素地を用意し、他のアセットマネジメントセンターや投資銀行が活躍できるよう条件を整える必要がある。

資本市場同盟プロジェクトの次の段階では、中小企業及び周辺国・関係国の企業に対するエクイティファイナンスにいつその焦点をあてる必要がある。

d. 貿易

WTO の改革を目指す必要がある。最良のシナリオは、中国と米国に、現在二国間で行っている議論を多国間交渉の場に持ち込み、他メンバーと WTO の改革に向け議論するよう説得することだが、成功する可能性は低いため、鍵となるメンバー（日本を含む）と同盟を形成することが一つのアプローチとなる。

二国間自由貿易協定に関しては、米国とは対話を維持し、それによりさらなる貿易措置が停戦となることを期待することが現実的である（特に自動車部門）。中国に関しては、既存の二国間投資協定の決着に焦点を合わせ交渉する必要がある。その他の交渉の主要な候補は英国であり、英国との経済的及び政治的な近接性を考えると、英国との交渉は二国間政策のトップであるべきである。

なお、適切で均衡のとれた経済的報復措置を通じ、一方的な制裁に対応する準備を整えることも必要である。

e. 市場と産業

EU は、強力な伝統産業のおかげで有利な立場にいるが、今後の発展のためには、R&D・教育への投資の強化、イノベーションの創出やネットワークの主要なプレーヤーが EU に拠点を置くことを促進する環境整備が求められる。R&D 及びイノベーションの促進に当たっては、特にデジタル技術を用いたアプリケーションに焦点を当てる必要がある。

技術的に高度な生産プラットフォームの創出と発展のための環境を整備するためには、水平アプローチ及びこれを実現するための EU 単一市場の拡張が必要である。このために目指すべきものは次のとおり：①非デジタルサービス（小売、運輸、銀行等）の単一市場を完成させ、既存市場の断片化を排除する、②公共サービス及び公共調達単一市場を完成させ、競争力のある公共調達プロセスにより、効率的かつ効果的な公共サービスへのアクセスを確保する、③デジタル製品及びサービスの競争力のある市場を形成することにより、デジタル単一市場を完成する、④EU 金融市場（特に新しい技術プラットフォームの開発に必要な技術革新とデジタル投資への資金提供に関連の深い資本市場セグメント）を完全に統合する、⑤スキルの単一市場を形成し、企業が国境を越えてスキル（特にデジタルスキル）にアクセスしやすくする。

重点産業政策分野の一つとして、欧州社会にとって喫緊の課題である気候変動への対応が挙げられる。同分野における最新のデジタル技術の活用は、EU の気候変動対策目標達成及び国際競争市場における EU 企業の新たな強みをもたらす。

単一市場内での付加価値の創造を最大化するため、EU 市場は、先端技術とベストプラクティスの輸入に際し、EU 企業を保護するのではなく、それが開発された場所に拘わらず開かれた状態を維持しなければならない。これには、WTO において引き続き貿易促進措置に取り組むことが重要である。

4. まとめ

以上見てきたとおり、このシンクタンクは、現在 EU を取り巻く重大な環境として、地政学分野では米中間の対立、環境分野では地球温暖化、経済分野ではコアインフレ率の停滞、投資分野では「マイナス金利」下であっても不足する**民間投資**、貿易分野では二国間貿易協定、市場と産業分野ではデジタル技術の開発の遅れ、等の深刻な課題を指摘している。EU は新体制（議会、大統領、委員会等）となって日も浅いのに、EU を取り巻く環境は、Brexit 後の英国との貿易協定の交渉や中東における軍事衝突のリスクの高まり等、早くも日々激変している。

このように、EU には様々な課題が山積していることを念頭に、フォンデアライエン新委員長の発表した施政方針をもう一度眺めると、そうした課題にひとつひとつ真摯に対処して行こうという新欧州委員会の強い決意が感じられる。前ユンカー委員会からの継続方針も多いと聞かすが、フォンデアライエン新委員長は気候変動対策への決意が固いのが特徴的である。

シンクタンクは新欧州委員会に対して「Braver, Greener, Fairer」とエールを送り、環境分野では炭素価格の引き上げ、経済・投資分野ではイノベーションや宇宙事業等への優先的な投資、**公共投資**の促進、市場と産業分野における R&D や教育への投資の強化、貿易分野では WTO の改革、等の施策を推奨している。EU のエンジンとなる新欧州委員会の動向、フォンデアライエン新委員長の指導力に、大いに期待がもたれるところである。

（国際調査チーム）

Email: Matsubara-Hiro@marubeni.com

Tel: +44 (0) 20 7826 8756

（本稿は所属組織の見解ではありません）

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・ 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

Marubeni Europe plc

Registered in England and Wales: No. 1885084

Registered Office: 95 Gresham Street, London, EC2V 7AB, England

Website: www.europe.marubeni.com